

公 害 年 表*

会 誌 編 集 委 員 会

年 度	公 害 記 事	般 記 事
1868 年 (明治 1 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●明治以前から、幕府、大名が鋳山、製錬所、製鉄所、造船所等を設けていた 	<ul style="list-style-type: none"> ●王制復古の大号令 ●五箇条の誓文誓約 ●ナポレオン3世、労働者の団結権を承認 ●江戸を東京とする
1869 年 (明治 2 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●高島炭鉱で、蒸気捲揚機・蒸気ポンプを採用 	<ul style="list-style-type: none"> ●諸道の関門廃止 ●スエズ運河正式開通
1870 年 (明治 3 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●工部省設置 ●徴兵規則 ●売薬取締規則 ●東京～横浜間電信開通 ●東京～横浜間、大阪～神戸間の鉄道測量を開始 ●フランス、共和国を宣言 ●イタリア統一完了
1871 年 (明治 4 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●堺紡績所、横須賀製鉄所官営となる ●砲兵工廠生る ●屠牛場および牛肉取締 	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍法 ●廃藩置県の詔書出る ●ドイツ帝国成立 ●郵便開始 ●工部省に工学寮設置（工学教育の整備・海外留学生の派遣を司る） ●パリコンミュン成立を宣言 ●土木司を工部省へ移管 ●阪神間鉄道石屋川トンネル完成（鉄道トンネルの初め）
1872 年 (明治 5 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●官営富岡製糸工場（群馬）開く ●官営硫酸工場設置 ●横浜で都市ガス始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●学制を頒布 ●郵便制度全国に普及 ●陸軍省、海軍省設ける ●新橋～横浜間鉄道開通 ●土地永代売買の禁を解く ●大陰暦を廃して、太陽暦を採用
1873 年 (明治 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●太政官布告で人家密集地の養豚など禁止 ●釜石製鉄所、深川セメント工場官営となる ●堤石嶮製造工場、椰子油、民家の灰等から石嶮の製造を開始 ●器械製糸6工場開業（長野県松代） ●三池炭山を官営とし、鋳山寮三池支庁（工部省所管）を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都～大阪間の鉄道建設開始
1874 年 (明治 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●官営鋳山払下げ（高島鋳山、三菱） 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京警視庁 ●電信条例 ●閣議、台湾征討を決定 ●大阪～神戸間鉄道開通 ●内務省、淀川改修工事を開始 ●初めて、セメント若干を焼成（国産）
1875 年 (明治 8 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●文部省、医制施行 ●衛生行政、内務省に移る 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学学令 ●公衆保健法案、英議会を通過

* 本年表は、「産業と公害対策」（経済評論社）、「近代日本総合年表」（岩波書店）、「公害百年」（朝日新聞・1968年12月30日）等を参考にしてとりまとめたものである。

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
1876 年 (明治 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●佐渡鉱山, 金銅鉱の煉瓦溶鉱炉操業開始 ●工部省に, 品川硝子製造所を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●トルコ帝国憲法公布される
1877 年 (明治 10 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●工場ばい煙問題始まる (東京, 大阪) 	
1878 年 (明治 11 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●有害飲食物着色料取締 ●医業取締規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●初めて東京に電灯がつく ●コレラ流行 ●東海道大井川に架橋 (この頃, 主要街道の架橋盛んになる) ●京都府下の道路にマカダム式舗装を採用
1879 年 (明治 12 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知, 広島県下に官営紡績所設立を決める ●市街地清掃規則, 便所汲取規則 (東京) ●伝染病予防規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●パナマ運河会社設立 ●ジューメンス, 最初の電車をベルリン貿易博覧会場で発表
1880 年 (明治 13 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●足尾銅山 (栃木) の鉱害目立ち, 渡良瀬川の漁獲禁止 ●薬品取締規則 ●釜石鉱山製鉄所 (工部省所管) の 25 t 高炉火入れ (燃料には木炭使用) ●大蔵省印刷局印刷工場, ルブラン法により炭酸ソーダ, 晒粉, 范硝などを生産 ●兵庫県立姫路紡績所開業 	<ul style="list-style-type: none"> ●上毛繭糸改良会社設立 (前橋) ●京都~大津間鉄道開通 (逢坂山トンネル, 日本人のみの手で完成) 初めてさく岩機試用。この後, 鉄道建設工事は外国人の手から離れる ●工事にダイナマイトを使用
1881 年 (明治 14 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●警視庁がガス製造所取締り布達。ばい煙防止 ●石油取締規則 ●官営愛知紡績所開業 	<ul style="list-style-type: none"> ●セメント製造会社設立許可 (のちの小野田セメント)
1883 年 (明治 16 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪紡績 (大阪) の工場ばい煙が問題化 ●浅野セメント深川工場 (東京) の降灰に反対運動 	<ul style="list-style-type: none"> ●官報発行
1885 年 (明治 18 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●別子銅山 (愛媛) の亜硫酸ガス被害広がる ●深川浅野セメント工場の降灰問題化する 	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣制度確立
1886 年 (明治 19 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●工場ストライキ初めて行なわれる
1887 年 (明治 20 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●東京電灯, 火力発電所を建設 ●紡績工場, ぞくぞく生まれる 	
1888 年 (明治 21 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府で, 旧市内に煙突つき工場の建設禁止 ●後藤新平, 著書で将来の産業公害を警告 (職業衛生法) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大日本帝国憲法公布 ●市町村制, 市区改正条例 (都市計画の糸口) ●スエズ運河条約調印
1889 年 (明治 22 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●足尾銅山鉱毒めだつ 	<ul style="list-style-type: none"> ●官設東海道線全通 ●オーストラリアより原毛直輸入 ●日本最初の経済恐慌
1890 年 (明治 23 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●出水で足尾銅山鉱害が茨城, 栃木, 群馬, 埼玉県下などに広がる。煙害もひどい ●鉱業条令, 水道条令 	<ul style="list-style-type: none"> ●府県制・郡制公布 ●第 1 回通常議会招集
1891 年 (明治 24 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●田中正造代議士, 国会で初めて足尾銅山鉱害を追及。国会における公害問題質疑の始まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●濃尾大地震 ●シベリア鉄道建設の勅書を発布
1892 年 (明治 25 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●京都琵琶湖疏水, 藏上水力発電所開業
1893 年 (明治 26 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●王子製紙工場 ●地方庁の衛生事務, 警察部の所管となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●東北本線全通 ●鉄道敷設法
1894 年 (明治 27 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●別子銅山の煙害で, 農民が製練所を襲う ●清掃に関し, 内務省訓令 	<ul style="list-style-type: none"> ●日清戦争始まる ●日英, 日米, 日伊通商航海条約

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
1895 年 (明治 28 年)	●東電, 蔵前火力発電所	●日清講和
1896 年 (明治 29 年)	●製造業取締規則の改正 (大阪)	●河川法, 民法, 造船奨励法
1897 年 (明治 30 年)	●阪神工業地帯の形成始る (三菱造船, 住友伸銅) ●ごみ焼却炉 1 号 (敦賀市) ●大阪電灯, 幸町火力 ●ガス, コールタール副成品製造 ●足尾銅山, 坑内に電気機関車を使用	●綿糸の輸出額輸入額を越える
1898 年 (明治 31 年)	●伝染病予防法公布 ●戸畑コークス (三菱) ●大阪合密工業会社, ソルベール式副産物回収コークス炉の運転開始	
1899 年 (明治 32 年)		●内務省土木局, 利根川低水工事を竣工
1900 年 (明治 33 年)	●足尾銅山鉱害で, 農民 2000 人が請願デモ。憲兵・警官隊が弾圧 ●下水道法, 汚物清掃法	
1901 年 (明治 34 年)	●田中正造代議士, 足尾銅山問題を天皇に直訴	
1902 年 (明治 35 年)	●大阪府会ばい煙防止建議	●日英同盟協約調印
1903 年 (明治 36 年)	●政府, 足尾銅山に鉱毒防御命令出す	●中央東線笹子トンネル完成
1904 年 (明治 37 年)	●別子銅山, 製錬所を四阪島 (愛媛) に移転。煙害さらに広がる ●アルミニウム製造	●日露戦争始まる
1905 年 (明治 38 年)	●鉱業法 ●王子製紙火薬工場の排水につき, 陸軍大臣に請願	●日本海海戦 ●日露講和 ●白石直治設計の東京倉庫 (株) 神戸和田岬倉庫完成 (鉄筋コンクリート構造)
1906 年 (明治 39 年)	●日立銅山 (茨城) の煙害広がる	●鉄道国有法
1907 年 (明治 40 年)	●足尾鉱害反対運動の中心地谷中村 (栃木) を遊水池建設の名目で強制移転	●横須賀海軍工廠, 60馬力の 4 サイクルディーゼル機関を試作
1909 年 (明治 42 年)	●日立鉱山高層気象観測	●内務省, 利根川第 1 期改修工事を完了 (1900 年着工)
1910 年 (明治 43 年)		●韓国併合に関する日韓条約調印
1911 年 (明治 44 年)	●工場法公布	●内務省土木局, 小樽港で滑台によるケーソンの進水に成功 ●東京市, 木枕, シートアスファルト, 歴青コンクリートの 3 種の舗装を試験的に施行 (1924 年, 全国舗装道路面積 2000 m ² 。1934 年, 同 240 万 m ² となる)
1912 年 (明治 45 年) (大正 1 年)	●三井三池磁焦煤所 (石炭化学コンビナートの始まり) ●ばい煙防止会の結成 (大阪)	●山陰線全通
1913 年 (大正 2 年)	●日立銅山煙害防止で 156 m の煙突採用 ●ばい煙防止令流産 ●降下ばい塵測定 (大阪) ●京浜工業地帯埋立造成 (鶴見埋築会社・大正 2 年~昭和 7 年)	

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
1914 年 (大正 3 年)	●新居浜, 銅製錬の副産物より硫酸を製造, さらに過磷酸石灰をつくる (住友化学の始り)	●第一次世界大戦始まる
1916 年 (大正 5 年)	●工場法施行, 工場監督官をおく ●水洗便所第 1 号完成 (丸の内) ●大審院で騒音判決	●東京湾台風
1917 年 (大正 6 年)	●製鉄業奨励法で免税と土地強制収用を認める ●荒田川 (岐阜) 工場排水で汚染ひどし	
1919 年 (大正 8 年)	●信玄公旗掛松事件判決 ●都市計画法, 市街地建物法, 道路法	
1920 年 (大正 9 年)	●東京控訴院騒音判決	
1921 年 (大正 10 年)	●公共用水域理立法	●メートル法
1922 年 (大正 11 年)	●神通川流域 (富山) でイタイイタイ病発見 ●三河島下水終末処理場 ●広島控訴院騒音判決	
1923 年 (大正 12 年)		●関東大震災発生
1925 年 (大正 14 年)		●東京放送所
1926 年 (大正 15 年) (昭和 1 年)	●指定県庁に衛生部をおく ●東京地裁, 電車騒音についての受認の判決	●東京に地下鉄完成
1927 年 (昭和 2 年)	●都市の大気汚染が各地で問題化 ●東京, ばい煙測定	
1928 年 (昭和 3 年)	●自動車排気ガスによる CO の汚染測定 (大阪) ●福岡県会で, ばい煙の質問 ●西大阪の地盤移動 (地盤沈下問題)	●最初の普通選挙 ●治安維持法改正
1929 年 (昭和 4 年)	●都市河川の調査 (大阪) ●大阪市内の河川汚濁 ●三井大牟田石炭化学コンビナート	●産業合理化政策始る
1931 年 (昭和 6 年)	●大阪地裁騒音判決	
1932 年 (昭和 7 年)	●大阪府で全国初のばい煙防止規則 ●警視庁がボイラー取締規則つくる	●満州国建国宣言
1933 年 (昭和 8 年)	●亜硫酸ガス測定 (大阪) ●都市計画法改正	●日本, 国際連盟脱退 ●ヒトラー, 独国首相に就任
1934 年 (昭和 9 年)	●地盤沈下水準測量 100 ヲ所 (大阪)	
1935 年 (昭和 10 年)	●尿海洋投棄船第 1 号船完成	●国際衛生条約
1936 年 (昭和 11 年)	●住友新居浜コンビナート ●三菱戸畑コンビナート ●応用心理学で, 騒音問題を取り上げる	●ロンドン軍縮会議脱退
1937 年 (昭和 12 年)	●警視庁が高音取締り規則 ●河川統制事業始まる ●大阪の地盤沈下激化	●日華事変始まる
1939 年 (昭和 14 年)	●鉱業法改正で, 鉱害の無過失賠償責任を明示	●ノモンハン事件
1940 年 (昭和 15 年)		●日独伊三国同盟

年 度	公 害 記 事	般 記 事
1941 年 (昭和 16 年)	●神岡鉱山の乱掘で大量のカドミウムが神通川へ流出。農作物に大被害出る	●太平洋戦争始まる
1945 年 (昭和 20 年)		●無条件降伏
1946 年 (昭和 21 年)	●萩野 昇医師が神通川流域で多数のイタイイタイ病患者を発見 ●横浜ぜんそく発生 ●硫安工業の復興	●第一次農地改革 ●傾斜生産方式閣議決定
1949 年 (昭和 24 年)	●東京都で、自治体初の工場公害防止条例 ●鉱山保安法	●団体等規正令公布 ●シャープ勧告
1950 年 (昭和 25 年)	●ばい煙により、大気汚染が悪化 ●建築基準法	●朝鮮戦争始まる(特需ブームで工場が急増) ●鉱工業生産指数、ほぼ戦前の水準にもどる ●文化財保護法
1951 年 (昭和 26 年)	●宇部市大気汚染対策委員会条例 ●四エチル鉛危害防止規定 ●資源調査会、水質汚濁防止についての勧告	●対日平和条約調印 ●日米安全保障条約調印
1952 年 (昭和 27 年)	●神奈川県事業所公害防止条例 ●地域別騒音調査(東京、大阪)	●講和条約発効
1953 年 (昭和 28 年)	●厚生省が、初の全国公害実態調査を実施 ●横浜、甲府の両市で騒音防止条例 ●水俣病発生	●朝鮮休戦協定調印
1954 年 (昭和 29 年)	●騒音防止条例(東京都、札幌市、長野市、尼崎市、京都市) ●事業場公害防止条例(大阪府)	●土地区画整理法 ●第一次道路 5 ヵ年計画
1955 年 (昭和 30 年)	●通産省が、石油化学工業育成策を発表 ●四日市、徳山、岩国の旧軍燃料廠を民間に払い下げる。石油コンビナート形成へ ●ばい煙防止条例(東京都) ●公害防止条例(福岡県) ●騒音防止条例(大高市、神戸市、福岡県、別府市)	●第一期石油化学工業計画 ●松永構想(火主水従) ●神武景気
1956 年 (昭和 31 年)	●水俣病が表面化する ●地盤沈下防止などの工業用水法できる ●騒音防止条例(熊谷市、浦和市)	●首都圏整備法 ●日本道路公団発足 ●日本、国連加盟案可決さる
1957 年 (昭和 32 年)	●萩野医師、イタイイタイ病鉛毒説を発表 ●熊本大学で、水俣病重金属中毒説を出す ●初の石油化学工場操業を始める ●東京湾、大阪湾し尿処理対策 3 ヵ年計画 ●騒音防止条例(広島県)	●水道法 ●なべ底不況 ●ソビエト、スプートニク 1 号打上げ成功
1958 年 (昭和 33 年)	●排水問題で本州製紙江戸川工場に漁民が押かけ、警官隊と衝突。この事件を経て、水質保全法、工場排水規制法できる(昭和 34 年施行) ●街を静かにする運動(大阪市) ●名古屋市公害対策協議会 ●騒音防止条例(豊岡市、長崎県、熊本市、竹田市) ●水質保全法、工場排水規制、下水道法、工業用水道事業法	
1959 年 (昭和 34 年)	●新日本窒素(チッソ)水俣工場へ漁民乱入 ●厚生省の食品衛生調査会「水俣病は、ある種の有機水銀化合物中毒」と答申 ●四日市の石油コンビナート操業開始 ●大阪府で、地盤沈下防止条例 ●東京都下水道条例 ●釜石市公害防止対策委員会条例	●岩戸景気

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
1960 年 (昭和 35 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止条例（新潟県，川崎市） ●四日市市公害対策協議会発足 ●地盤沈下都市協議会発足 ●東京都公害対策審議会条例 ●公害防止設備改善貸付規則 ●工場排水規制法の施行令について（地方税法施行規則） ●札幌市ばい煙防止対策本部 ●岡山県公害対策調査会 ●通産省，大製鉄所の新設についての行政指導始める（自主調整） ●アルミニウム電解炉大型化する 	<ul style="list-style-type: none"> ●池田内閣，高度成長政策打出す ●コンゴ紛争
1961 年 (昭和 36 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ばい煙規制法の検討開始（厚生省，通産省） ●ABS による水質汚濁問題 ●大阪地盤沈下総合対策協議会 ●公害防止条例（静岡県） ●事前調査（千葉県，飯田市） 	<ul style="list-style-type: none"> ●水資源開発促進法 ●放射能対策本部 ●災害対策基本法 ●農業基本法
1962 年 (昭和 37 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市公害で，雨宮町住民が集団移転を陳情 ●津地方法務局が三重県知事に対して，「公害が生治を侵害」と通告 ●江戸川を初の水質保全水域に指定 ●ばい煙規制法 ●熊本大，チッソ水俣工場の排水からメチル水銀化合物を検出 ●事前予防の努力を始めて計画 ●公害防止と条例（埼玉県，総社市） ●工業用水法改正 ●横浜でタンカー衝突 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路交通法改正公布
1963 年 (昭和 38 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●法律と条例をめぐる論争（ばい煙規制法一部改正） ●サリドマイド事件 ●公害防止条例（千葉県） ●騒音防止条例（大分市） ●徳島県公害対策協議会 ●悪臭防止対策協議会（函館市） ●公害対策審議会（札幌市，北九州市） ●京阪，阪神，北九州，ばい煙規制法による地域指定 ●ばい煙規制法改正 ●四日市市黒川調査団 ●水域指定（木曾川，石狩川，淀川） ●産業公害課（通産省） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新産都市(13)，工業整備特別地域(6)を指定 ●近畿圏整備法 ●新住宅市街地開発法 ●社会的な生活環境施設整備の基本方向に関する答申，国民生活向上対策審議会
1964 年 (昭和 39 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●三島，沼津市で石油コンビナート反対運動発生。同事前調査（黒川調査団） ●飛鳥田横浜市長，電源開発（株）に糞子火力発電所の公害防止で立入検査などを約束させる（横浜方式） ●阿賀野川有機水銀中毒発生 ●公害防止条例（愛知県，神奈川県） ●産業公害都市協議会誕生 ●水域指定（常呂川，石狩川，荒川） ●ばい煙規制法地域指定 ●公害課（厚生省） ●産業構造審議会産業公害部会（通産省） ●公害対策推進連絡会議（総理府） ●工業整備特別地域整備促進法 ●新産都市指定 ●工特地域指定（四日市，千葉，名古屋，大牟田） ●近畿圏工場制限法 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二次 5 ヵ年計画道路整備計画改訂 ●新潟地震発生 ●IMF 8 条国に移行 ●日本，OECD に加盟

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
	<ul style="list-style-type: none"> ●荒川に利根川から浄化水を導入 ●都内3ヵ所で、自動車排気ガス汚染の自動測定開始 ●ばい煙規制法（緊急時における協力について） ●ばい煙影響調査（厚生省・大阪、四日市） ●新産都市の基本計画について公害防止の立場から審査（厚生、通産、建設、経企） 	
<p>1965 年 (昭和 40 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●阿賀野川有機水銀中毒（第二水俣病）が表面化 ●四日市で公害病患者認定・医療費負担制度 ●厚生省に公害審議会 ●公害防止条例（長野県、兵庫県、宮城県） ●四日市公害医療対策開始 ●公害防止事業団（厚生、通産） ●指定水域（財田川、大和川） ●ばい煙地域指定（釜石、姫路、宇部、小野田） ●国設大気汚染測定網（東京、大阪、尼崎） ●国設分析センター（発光分光分析器） ●自動車の排気ガスによる人体影響調査（厚生省・東京） ●騒音実態調査（厚生省・東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ●日韓基本条約 ●国債発行
<p>1966 年 (昭和 41 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市で公害病の老人自殺 ●公害審議会が中間報告で「公害は政府と企業の無過失責任」と強調。財界などは反対を表明 ●公害防止条例（福島県、岡山県、茨城県、栃木県、和歌山県、熊本県） ●特別工業地域に関する条例（千葉県） ●堺、泉北進出企業審査基準作成（大阪府） ●地域暖房推進委員会（札幌市） ●自動車排気ガス規制（運輸省） ●公害審議会の中間報告と答申。産業構造審議会産業公害部会、産業立地部会の答申 ●衆・参両院の両特別委員会、一連の公害基本施策について決議 ●兵庫県播磨で、出光石油進出に係る紛争発生 ●公害防止事業団、事業実施にうつる（業務方法書決まる） ●地方公共団体の公害防止事業団事業について、企業の協議による負担実現（千葉、四日市） ●公害防止事業団、都市計画法の特許を受ける ●公害基本法案の作成に入る ●下水道行政一元化 ●水域指定（多摩川、四日市海域） ●指定地域（室蘭、新潟） ●水銀農業の転換決定 ●地震保険法 	<ul style="list-style-type: none"> ●新国際空港の建設地を成田市に閣議決定 ●天草五橋開通
<p>1967 年 (昭和 42 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第二水俣病で厚生省疫学班が「昭電鹿瀬工場のメチル水銀化合物が原因」と断定 ●第二水俣病被害者が昭和電工に損害賠償請求訴訟をおこす ●公害対策基本法 ●海水汚濁防止法 ●四日市ぜんそく被害者が、コンビナート6社に対して損害賠償請求訴訟をおこす ●出光興産（株）重油脱硫を始める ●岡山県産業公害防止特別対策に着手 ●公害防止条例（三重、大阪、兵庫、長野） ●水域指定（鶴見川、多摩川、首都圏、近畿圏） ●地域指定（富山） ●ばい煙規制法指定地域にテレメーターの整備始まる ●出光、重油脱硫プラントの設計操業開始 ●食品衛生調査会、阿賀野川事件について答申 	<ul style="list-style-type: none"> ●閣議、資本取引自由化基本方針を決定 ●中東戦争始まる

年 度	公 害 記 事	一 般 記 事
1968 年 (昭和 43 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第二水俣病患者が、水俣市の第一水俣病患者を訪問。公害病患者をはじめて連帯 ●イタイイタイ病被害者が三井金属鉱業に損害賠償請求訴訟 ●総評、公害対策全国連絡会議をもつ。労組も公害取組みの姿勢見せる ●大気汚染防止法、騒音規制法（ともに 6 月公布、12 月施行） ●厚生省生活環境審議会、亜硫酸ガスの「環境基準」を答申 ●美濃部東京都知事、東京電力（株）大井発電所建設に際し、硫黄分 0.1% の重油使用などの公害防止を約束させる ●イタイイタイ病、2 つの水俣病で政府見解を発表 ●水質審議会、50 工場 37 水域で、メチル水銀排出を規制するよう答申 	
1969 年 (昭和 44 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「亜硫酸ガス環境基準」決まる 	

▶ トンネル工学シリーズ 4

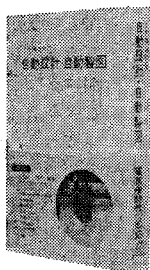
わが国シールド工法の実施例・第 1 集

B 5 判・338 ページ
1800 円・会員特価
2200 円（〒110 円）

第 I 部 工事概要 / 第 II 部 設計および実績 / 第 III 部 セグメント / 第 IV 部 シールド
および付属機械 / 第 V 部 工事中機械その他 / 第 VI 部 主な図表類 / 付録
鉄道および道路・下水道・上水道・電力および通信・地下道その他に分類 158 件を取録

土木構造物の 自動設計 自動製図

A5・p. 442・¥2000・〒90



●著 者

東京大学教授・工博 丸 安 隆 和
東京大学助教授 中 村 英 夫
東京大学助手 村 井 俊 治
株式会社大林組 河 野 彰
八千代エンジニアリング(株) 小 川 亜 夫

●本書の特長

- ① 主として内容は実務に中心をおいた。
- ② プログラムを豊富に集録して実務にそのまま使える。
- ③ 最もひんぱんに遭遇する設計にしばって解説した。
- ④ 大学・会社等で実際に研究・実務にたずさわっている者の執筆で、理論と実務の関係や難解箇所の詳述等に気を配っている。
- ⑤ 例題、注釈等を随所に挿入して理解の一助とした。
- ⑥ コンピュータを知らない人には入門書として適する。

【主要目次】 1. 土木設計と電子計算機 / 2. 電子計算機の歴史 / 3. プログラミング / 4. 一般的な数学的手法 / 5. 設計の標準化 / 6. 構造解析 / 7. 基礎的設計 / 8. 路線の設計 / 9. 自動製図 / 10. 工程管理 / 付録



オーム社

本社 = 101 東京都千代田区神田錦町 3 の 1 = 振替東京 20018 = 電話 (291) 0912 (代表)
分室 = 112 東京都文京区後楽 1 丁目 5 番 3 = (雑 誌 部) = 電話 (813) 4426 (代表)
支店 = 604 京都市中京区河原町通四条上ル = 振替京都 31080 = 電話 (221) 0280 (代表)
支店 = 603 京都市北区北野上白梅町 6 9 = (白 梅 町 店) = 電話 (461) 0641 (代表)
支店 = 530 大阪市北区堂島 (毎日大阪会館) = 振替大阪 10884 = 電話 (363) 0641 (代表)